

# ADRの現場から

161

不動産会社が知っておくべき  
トラブル解決ノウハウ

ADR(裁判外紛争解決手続)裁判に比べて、簡易・低廉・柔軟さをもったトラブル解決が可能になるが、これは消費者のみならず、不動産・建築事業者にとっても有益な制度である。また、トラブル解決の手助けは、消費者からの信頼獲得にもつながる。ここでは、地域で活躍する不動産会社のADR等を活用したトラブル事例を紹介する。

不動産トラブルは、消費者 介され、その人は昼にランチ間のみならず、消費者と事業者 営業をして夜は23時半ラスト者間でも発生しています。今 オーター、24時クローズ、片回は、消費者と不動産会社の 付けをして遅くとも1時までミスや対応が原因で発生して しまったトラブルについて紹介 します。

まずは、4階建てのビルを 所有していたA氏。A氏は、 1階と2階を飲食店に貸し、 3階と4階を自身の住まいに していました。なお、1階と 2階では仲介業者が異なり、 1階は問題ないのですが、2 階の物件でトラブルを抱えて しまいました。当初、仲介会 社から飲食店開業希望者を紹 介

## 日本不動産仲裁機構

し合いをしたとい 考えていました。 次に、自宅マン ションを貸し出し ていたB氏です。 サラリーマンで自 宅のマンションを 賃貸に出したB氏 ですが、法人契約 の賃貸人が異動で 退去となり、確認 した結果、キッチ ンのカスタマイズ されたキッチンユ ニットの天板にひ びが大きく入っていたので、 補修について補償いただけな いかと話をしたところ、賃借 人は、最初、当初からのひび と主張。

改めて入居前の現況確認写 真と契約時の現況確認書を確認し、管理をしている不動産 会社にも話を聞いたところ、 どうやら不動産管理会社が物 件清掃の際にひびを入れてし まったということが分かりま した。しかし、担当の不動産 会社の営業マンは、退去した 方がひびを入れたと主張して いました。この虚偽と思われ

## 不動産会社との間で発生したトラブル

●法務大臣認証ADR機関  
日本不動産仲裁機構 電話  
03(3524)8013

資格・総合